

岐阜県生態系保全支援事業実施要領

	平成24年3月23日	農村第 890号
一部改正	平成25年4月 1日	農村第 33号
一部改正	平成27年2月 2日	農村第 851号
一部改正	平成29年2月22日	農村第1027号
一部改正	平成31年3月22日	農村第1323号

第1 趣旨

昔から農業の営みを通じて田んぼや水路、ため池、河川などにさまざまな生きものが生まれ、自然豊かな環境が作り上げられてきたが、農業生産性の追求による整備の進展や外来種の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系を復活又は保全する取組みについて支援を行うものである。

第2 事業の実施

生態系保全支援事業の実施については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業の内容

この事業は、生態系保全団体支援事業及び生態系保全市町村支援事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

1 生態系保全団体支援事業

里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援し、以下に掲げる活動を対象とする。（複数の組み合わせ可）

- (1) 水田魚道の設置や水路におけるワンドなど生態系に配慮した農業用施設の整備
- (2) 生態系保全のための河川、水路等の維持管理
- (3) 外来種の駆除、放流防止活動
- (4) 小学生等を対象とした環境教育の実施
- (5) 荒廃放棄田の保全、管理
- (6) 生態系保全のための調査、研究及びシンポジウムの開催
- (7) その他里地里川における生態系保全に資する活動

2 生態系保全市町村支援事業

水田や用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援する。

第4 実施要件

事業の実施に当たっては、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- (2) 里地、里川を対象とする生態系保全に資する事業であること。
- (3) 事業の実施に当たり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること。
- (4) 事業完了後の施設の維持管理あるいは活動の継続が確実に実施されること。

第5 実施方法

1 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、評価会議にて評価を実施し、県が選定した団体に対し費用を補助する。

2 生態系保全市町村支援事業

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は予算の範囲内で補助する。

第6 対象経費

本事業の対象経費は、別表1のとおりとする。

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

第8 事業の申請

1 本事業の申請手続きは以下のとおりとする。

(1) 生態系保全団体支援事業

実施しようとする団体は、県が別に定める募集要領（以下「要領」という。）により活動を実施する市町村の同意を得たうえで事業実施提案書を提出する。

県から選定の通知を受けた団体は、通知を受けてから1ヶ月以内に事業実施申請書（別紙様式1）に事業実施計画書（別紙様式2）を添付して、知事に提出しなければならない。その場合、第3の内容が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

(2) 生態系保全市町村支援事業

実施しようとする市町村は、実施しようとする実施年度の4月末までに、事業実施申請書（別紙様式1）に事業実施計画書（別紙様式2）を添付して、知事に提出しなければならない。その場合、第3の内容が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

2 知事は、提出された事業実施計画書を審査し、事業の実施が適当であると認めた場合は、事業実施承認（別紙様式3）により事業主体へ通知するとともに、事業の実施箇所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）へ通知し予算を配分するものとする。

第9 補助金の交付申請

事業実施主体は、第8の2の事業実施承認の通知を受けたら、すみやかに要綱第4条に基づく補助金の交付申請書を事業実施箇所を所管する所長に提出するものとする。

なお、添付書類は事業実施計画書（別紙様式2）とし、事業実施承認を受けた内容とする。

第10 事業計画の変更

年度途中において、事業計画を変更（軽微な変更を除く。）、追加又は廃止する必要があるときは、以下のとおり事業計画を変更するものとする。

1 事業実施主体は、実施を決定された本事業について、事業計画の変更を行うときは、知事へ事業実施変更計画書を提出（農林事務所経由）し、承認を受けなければならない。

2 事業計画の変更が必要となる変更は、以下のとおりとする。

(1) 補助金の額の増

(2) 事業内容の著しい変更

第11 実績報告

事業実施主体は、要綱第8条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。

なお、添付書類は事業実施実績書（別紙様式4）とし、事業の実績内容とする。

第12 補助金の概算払

事業実施主体は、要綱第9条第3項の規定による請求書を作成し、所長に提出するものとする。

なお、添付書類は補助金請求内訳書（別紙様式5）とする。

第13 活動報告

1 事業実施主体は、補助金の交付を受けた翌年から3年間は、当該年の取り組みの状況を記載した活動報告書（別紙様式6）を知事に提出するものとする。

2 活動報告書の提出期限は、各事業年度が終了した日から60日以内とする。

第14 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則〔平成25年4月1日付け農村第33号〕

この要領による改正後の岐阜県里地生態系保全支援事業実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年2月2日付け農村第851号〕

この要領による改正後の岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領は、平成27年2月2日から施行する。ただし、岐阜県里地生態系保全支援事業実施要領（平成25年4月1日付け農村第33号）に基づいて平成26年度までに交付された交付金に係る報告に関しては、従前の例によることとする。

附 則〔平成29年2月22日付け農村第1027号〕

この要領による改正後の岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領は、平成29年2月22日から施行する。ただし、岐阜県生態系保全支援事業実施要領（平成25年4月1日付け農村第33号）及び、岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領（平成27年2月2日付け農村第851号）に基づいて平成28年度までに交付された交付金に係る報告に関しては、従前の例によることとする。

附 則〔平成31年3月22日付け農村第1323号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (対象経費区分)

事業名	対象経費	補助率
生態系保全団体支援事業 生態系保全市町村支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金(臨時に雇用される補助員等の賃金) ・報償費(講師等の謝金等) ・旅費(講師等の旅費) ・需用費(紙、フィルム等の消耗品費、資料の印刷代等) ・役務費(郵便料、電話代、保険料等) ・委託料(試験研究、調査、設計費等) ・使用料及び賃借料(会場借り上げ代 機材借り上げ代等) ・報酬(技術員手当:給料、職員手当(退職手当を除く) ※注1) ・共済費(社会保険料等) ・原材料費(種苗代、コンクリート材料費等) ・工事請負費(工作物造成工事費等) (但し、土地購入や補償に係る経費は対象としない)	団体支援については対象経費の100/100 (但し、1団体2,000千円を上限とし、学生が組織する団体については上限を300千円とする) 市町村支援については対象経費の1/2 (但し、1市町村1,000千円を上限とする。)

注1) 本事業を実施する団体の経常的運営に要する経費(当事業の実施に直接関係しないもの)は、対象としない。

生態系保全市町村支援事業については、対象としない。